

2018年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市中熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、2018年度は、国民健康保険の財政運営の都道府県への移管、第7次医療計画、第7期介護保険事業計画等が同時にスタートする、診療報酬、介護報酬、障害福祉サービスのトリプル改定が行われるなど、医療と介護、社会保障制度改革の節目の年になっています。

6月に発表された「骨太の方針2018」では、2019年度から21年度を「基盤強化月間」と位置付け、社会保障関係費の歳出削減を進める社会保障費抑制路線をこれまで通り継続し、19年10月から消費税率を10%に引き上げるとしています。

「団塊世代が後期高齢者入りするまでに、世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から、後期高齢者の窓口負担の在り方について検討する」、「医療・介護における『現役並み所得』の判断基準を現役との均衡の観点から見直す」、「高額療養費制度の負担上限額引き上げ」、「所得のみならず資産等の保有状況を適切に評価しつつ、『能力』に応じた負担を求める」ことを検討するなど、高齢者の負担増が課題となっていますが、さらに「消費税の増税」や「全世代」型の負担増が追求されています。

私たちは、今年39年目を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。また、地域住民の命と暮らしを守る自治体の役割発揮をお願いしながら、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてまいりました。

ひきつづき住民の命と暮らしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

①介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】国の基準に合わせて実施いたします。

★(2)介護保険利用の際の手続き

①介護保険利用の相談窓口で専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行っ

てください。

【回答】介護保険制度の知識を持った職員が対応しています。

(3) 基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

【回答】平成24年度に広域市町による特別養護老人ホーム1箇所、平成25年度には、認知症対応型共同生活介護施設1箇所及び平成26年度には、小規模多機能型居宅介護施設を1箇所開設しました。今後特別養護老人ホームを1箇所建設計画を検討していく方向で進めていきます。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方の入所希望について、積極的に「特例」を活用・拡大し受け入れを行ってください。

【回答】入所の判断につきましては特別養護老人ホームの施設が行っております。

★(4) 総合事業について

①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方的に押しつけたり、期間を区切った「卒業」はしないでください。

【回答】集中リハビリサービスと緩和型の生活支援サービス【通所・訪問】を複合的に行い、サービスを必要とする方には継続的にサービス提供をしております。また、一般介護予防事業等により、住民主体の運動教室の拡充も行っております。

②一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費を確保してください。

【回答】平成29年度より総合事業に移行し、サービス提供の効率性や成果を検証している段階であり、現状は特定財源による総合事業費の確保を考えております。

(5) 高齢者福祉施策の充実について

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

【回答】社会福祉協議会との連携によりサロン等の拡充支援を図り、一般介護予防事業等により、地域の通いの場の創出を進めていきます。

②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【回答】住宅改修、福祉用具については実施済み。高額介護サービスについて実施予定はありません。

★(6) 障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

【回答】本市では、要介護1以上の方を基本的に障害者控除の対象としております。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

【回答】要介護認定通知書を送付する際に、障害者控除の案内チラシを同封しております。また、確定申告前に広報紙にPR記事を掲載し、周知いたしております。従いまして今のところ認定申請書を個別送付する予定はございません。

2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

【回答】持続可能な国保運営とするため、30年度に税率改定を実施しました。税率については国保運営協議会で「収支均衡策を含む運営のあり方について」協議を重ね答申を頂きました。ご理解をお願いします。

★②18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。

【回答】現在のところ考えていません。

★③資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

【回答】現在のところ資格証明書の発行はしていません。納税相談をされ分納されている世帯には、短期保険証を発行しており、正規の保険証と変わりありません。

★④保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

【回答】納税相談され分納されている世帯には、短期保険証を発行しており、正規の保険証と変わりありません。18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものは6ヶ月以内の有効期限での交付で対応しています。加入者の実態を正確に把握するとともに、納税相談を行い、法令を遵守して滞納処分を行っております。

⑤一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【回答】生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対し減免しています。

制度(平成20年8月1日施行)の周知においては、市のホームページ・本算定時の納付書チラシ・窓口パンフレットに掲載して周知しています。

⑥高額療養費の申請漏れが生じないように最善の手立てを尽くしてください。

【回答】該当する方に高額療養費支給申請書を郵送しています。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答】滞納者の状況を十分調査し差押禁止財産は差押しておりません。

滞納者の実情・意見等を十分に尊重し、生活状況に応じた分納にも応じております。納税相談により、税の軽減・減免にも配慮しています。

4. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】相談者の状況把握、他法他施策の活用等についての助言や生活保護制度の仕組み等について説明を行い、生活保護申請意思の有無を確認し、申請意思がある場合は、直ちに

申請書類を交付しており、保護申請の妨害はしていません。

また、生活保護の要否の決定等に関しては、生活保護法第 24 条の規定に基づき、迅速な対応を心掛けています。

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

【回答】4月1日現在被保護者世帯 415 世帯であり、ワーカー数は 5 人です。

社会福祉法第 16 条に基づく適正なケースワーカー数です。

また、県が実施する研修会へ参加し、業務に役立てています。

★③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方向的に求めないでください。返還によって利用者の生活が最低基準を下回ることはないよう十分に配慮し、了承を得るようにしてください。

【回答】国・県の指導に基づき適正な対応をしています。

④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

【回答】国・県の指導に基づき適正な対応をしています。

⑤外国人への生活保護制度および手続きに関するわかりやすい説明パンフレットを各国語で整備し、必要な方に配布できるようにしてください。また、ホームページにも各国語で掲載してください。

【回答】ホームページへの記載はありませんが、中国語、ハングル語、ポルトガル語、タガログ語のパンフレットを作成しており、必要な方に配布して制度説明をしております。日本語が理解できない方に対しては、他相談窓口と連携し、対応しております。

5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】福祉医療については、子育て支援等の福祉施策として重要なものと考えております。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

【回答】現在のところ考えていません。

★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

【回答】対応済みですが、国の公費負担医療制度等(自立支援医療等)の優先使用にご協力いただくことで、少しでも長く継続していきたいと考えています。

④難病患者が障害認定や障害福祉サービス、介護サービスを利用する際の相談・申請が遅滞なく行われるよう、窓口の一本化または情報の共有化を行ってください。

【回答】相談、申請がスムーズにできるよう、連携を図って実施しています。

6. 子育て支援について

(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。

【回答】愛知県で行った「愛知こども調査」の結果では、尾張中部(清須市、北名古屋市、豊山町)の貧困率は 5.5%と県全体 5.9%に比べやや低い状況でした。市町村単位での結果は出て

おりませんが、この結果を参考にしていきたいと考えております。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

【回答】母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭等に対し、その自立に必要な情報提供及び就労に向け資格取得や求職活動の支援を行う等の相談を行っています。

また、ハローワークなど他機関との連携をしながら総合的な支援をしています。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。

【回答】本市は生活保護基準の1.3倍未満で就学援助を支給しております。

年度途中でも申請できることについて、学校及びホームページで案内しています。

支給内容の拡充は、国の動向に併せて拡充しています。入学準備金の前払いは現在のところ検討中です。

④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【回答】現在、小中学校に少人数指導講師及び支援員を市として全校に配置し学習支援を行っています。

また、居場所づくりの施策として小学校に放課後子ども教室を開設しています。

無料塾については、生活保護世帯、生活困窮世帯の中・高校生を対象とし、平成30年7月から民間企業に委託により実施しております。

「子ども食堂」に関しては、今年の6月よりボランティア団体が月に1回活動を開始し、補助金による支援を行っています。

★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないように、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

【回答】現在のところ全児童生徒分の無償化は考えておりません。

ただし、就学援助を受けられている保護者には全額、特別支援学級に在籍している児童・生徒の保護者には、半額給食費を支給しています。

また、給食費未納により給食を食べられない児童・生徒はいません。

(3)保育施設において、どの時間帯においても職員配置基準と労働基準法の両立が可能な、有資格者での配置の人員費を確保できるよう、国に要請し、自治体としても独自補助を行ってください。

【回答】清須市においては、保育士の配置基準等の規制緩和は行わず、どの時間帯においても配置基準上必要な有資格者を配置しております。現時点での職員配置に係る人員費の確保に必要な自治体独自補助の実施及び国への要請は考えておりません。

7. 障害者・児施策の拡充について

★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや通所施設を拡充するとともに、小規模の入所施設を設置してください。

【回答】グループホームは4か所、通所施設は20か所から25か所に増えています。

②移動支援(地域生活支援事業)を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

【回答】障害児の通園・通所・通学については、保護者の急病や就労の場合に限り、月5時間ま

で移動支援の利用を認めています。なお、施設入所の場合は、施設入所支援の一連の支援に含まれるものと考えております。

- ③診療・治療を受けている時間、院内での待ち時間を報酬に算定してください。障害者が安心して医療にアクセスできるよう、入院時支援としてのヘルパー派遣を認めてください。また、日用品の購入・洗濯をはじめ、看護師らとのコミュニケーション支援など入院中の付添いにかかわる援助へのヘルパー利用を認めてください。

【回答】病院内のことなので、医療的処置として病院側が対応すべきことと考えております。ただし、待ち時間に関しては、病院側で対処が困難な場合は、算定対象として認めています。また、障害区分6で入院前から重度訪問介護を受けている方は、入院中も支援を受けることができます。

- ④障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

【回答】国の制度に基づき負担上限月額を設定しており、無償化については現在のところ考えておりません。

- ★⑤40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。また、2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知するとともに、障害福祉担当窓口で介護保険サービス利用により負担が新たに発生するもの、利用できないサービスを説明してください。

【回答】介護保険対象者が障害福祉サービスを利用できるのは、介護保険サービスにない障害福祉サービスを利用する場合等に限定しています。本人の意向のみで選択できるようには現在のところ考えておりません。新高額障害福祉サービス等の給付については、各担当が連携し、該当者に説明を行います。

- ⑥障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答】国の制度に準じており、現在のところ考えておりません。

- ⑦障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。また、福祉教育をすすめるとともに、介護職の大切さを知らせてください。

【回答】国の制度に準じており、現在のところ市単独での補助は考えておりません。

8. 予防接種について

- ★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】ロタウイルスワクチンの取り扱いについては、国において接種の意義・副反応等の検討がされているところであり、情報を収集していますが、現段階では助成の予定はありません。流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)及び任意接種のインフルエンザワクチンにおいても現段階では助成の予定はありません。

- ②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。2019年度以降も任意予防接種事業を継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

【回答】定期接種については、市が接種費用の7割を負担しています。自己負担金の引き下げの予定はありません。また、任意予防接種事業についても実施の予定はありません。

9. 健診・検診について

★①産婦健診の助成事業を創設してください。また、助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。

【回答】平成 29 年度より、産婦健康診査の助成を開始しました。平成 30 年度はエジンバラ産後うつ質問票のメンタルチェックが必須となり、健診内容が充実されています。現段階では 2 回実施の予定はありません。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

【回答】平成 30 年度から、妊娠期から産後 1 年未満まで期間を延長し、実施しています。

③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【回答】歯科衛生士は、清須保健所に1名、清須市健康推進課に1名配置されております。

【Ⅱ】国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の医療費患者負担増の検討を止めてください。
- ②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。
- ③マクロ経済スライドを廃止し、「年金カット法」の年金額改定新ルールは実施しないでください。また年金支給開始年齢を68歳から先延ばしする検討を止めてください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。
- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。
- ⑤子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。
- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1)福祉医療制度について

- ①子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ②精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。
- ③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

(2)市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

以上